

イギリス新労働党の社会保障改革

－ 「福祉から就労へ」「働けない人には社会保障を」 －

Social Security and Welfare Reform under New Labour in England

檜原 朗*
Akira Kashihara

Abstract

Since 1997, New Labour government have been very active in reforming the social security in Britain. As well as major changes to key benefits, these has been a succession of minor reforms amendments and extensions to numerous spectrs of social security. Labour government proposed a series of 'welfare-to-work' programes that were later branded as 'New Deals', designed to encourage welfare recipients to engage in a range of activities to help them prepare for and find work. In other works, New Labour offered the nations a deal, a new deal.

The notion of a contract between the state and her citizen was not simply conceptual. Jobseeker's Allowance (JSA) already required benefit claimants to sign a Jobseeker's Agreement. Under New Labour, certain categories of claimant were also obliged under contract to participate in a range of training and work experience option. Over time the number and range of claimants compelled to engage with work-related activitiecs has continued to expand. Eight New Deal programes are curretty in place, although not all of them receive the same level of public and policy attention.

抄録

1997年以來、新労働党はイギリスの社会保障の改革に非常に積極的であった。中心的な給付の大きな変化とともに、これらは社会保障のさまざまな面の小さな改革、修正、拡大の連続であった。労働党政府は後に「ニューディール」という焼印を押された一連の「福祉から就労へ」(welfare-to-work)のプログラムを提案した。それは、福祉の受給者が仕事の準備をし、仕事を見出すのを援助するべく一連の活動に従事するのを奨励する。

いかえれば、新労働党は国民に取引、新しい取引を申し出た。国家と市民の間の契約の考え方は単純に概念的なものではなかった。求職者手当(JSA)(1996年に失業保険制度を求職者法に改正)は求職者協定に署名することを求めた。新労働党のもとで、ある種のカテゴリーのクレイマントは一連の訓練及び就労経験のオプションのいずれかに参加することを義務づけられた。

時とともに就労関連活動に従事することを強いられるクレイマントの数と範囲は拡大し、2004年頃以後さらに推進された。8ニューディールプログラムが行われているが、それらのすべてが同様な公的ならびに政策的注意が注がれているわけではない。一人親の場合は就労の強制はゆるやかであり、また一般の人も年齢などにより強制の程度が違っていた。その他に、住宅給付の改正、児童扶養制度の改正を含むが、ここでは年金問題ははずした。別稿で取扱うであろう。

1. 改革の基礎的な考え方

1997年に政権についた新労働党は社会保障改革にきわめて積極的であった。中樞の給付についての大きな改革とともに、社会保障制度の多くの面の小さな改革や修正の拡大を休む間もなく連続して、実施した。それは部分的には「ベヴァリジ報告」(1942年)以来の経済及び社会の変化を反映させるべく社会保障を現代化させる必要があるという新労働党の信条を反映する

ものであった。これらの状況は女性の労働力への参加、離婚の増加、一人親の増加、工業からサービス業への移行、パートタイム労働の増加と寿命の延長である。それゆえ、ある程度は現代化は工業化以後の社会の「新しい社会的リスク」に対処するために社会保障を最新のものにすることであった。

広範な改革は、社会保障ならびにより一般的に社会政策が以前よりも明らかに経済政策の関心に適合する

* 山口県立大学大学院健康福祉学研究科教授

よう設計されることを保証すべきだという新労働党の欲求を反映するものである。これはますますグローバル化される世界において競争経済を生み出し維持するのを助けるために必要であると考えられる。この改革の推進者の財務省が福祉改革に果たした中心的な役割に見いだすことができる。

さらに、租税クレジットへの移行と給付からの離脱が財務省をして以前以上に所得維持に一層密接な制御を可能ならしめた。

社会保障の改革は新労働党の『第三の道』の議論によって影響された。1994年の前党首を委員長とする社会正義委員会への参照が多くなってはいたけれども、1997年以來の労働党政府は政策改革のための彼らの処方箋の多くに従っていた。ことに彼らは社会及び福祉政策のための第三の道を明らかに擁護した。これは経済的發展と社会的正義の提供において国と市場の役割の間に適切なバランスを確保するのを求めること、そして漸新的な普遍主義 (progressive universalism) の新モデルの増進を基礎にしていた。¹⁾

第三の道は労働党を政治的に位置づけのし直しをし、保守党のみならず、「旧」労働党からも区別する修辭学的な措置である。1998年のグリーン・ペーパー『われわれの国の新しい野望』(New Ambitions for our Country 1998)において、「第三の道を述べる。福祉を解体するのではなく、困窮者に対するセーフティネットとして単にそれを残すのではなく、改革されないままに残したり不十分なままにするのではなく、市民と国家の間の新しい契約の基礎の上にそれを改革する。われわれすべてがそこから利益を得るが、しかし、公正で明確である条件による。」²⁾

要するに、第三の道の一つの局面は社会保障の改革が国と市民の間の新しい契約をつくるために要求されているという信条であった。ただ、そこでは一層の重点が責任におかれ、権利にはより少ない重点しか置かれていない。そして、確かに新労働党の福祉改革についてのレトリックは個人的責任の用語に大きく吹き込まれていた。³⁾そして、ルイス (J.Lewis) がいうように新労働党は責任という用語を機会とからませた。こうして人びとに機会を提供することは政府の職務であるが、それらの機会を取りあげるのは給付のクレイマントの責任である。

ゴルドン・ブラウン (Gordon Brown) によると「われわれ (政府) は仕事の機会があるように保証し、新しい技能を学ぶチャンスを保証するわれわれの責任を果たさねばならない。あなた方はあなた方の責任-賃

金を稼ぐ-を今や満たさねばならない」となる。⁴⁾

実際に、この新しい契約の多くは社会保障への依存を避け逃れるために労働年齢の個人が労働市場で雇用を求めることに依存する。これが政府により「福祉から就労へ」(welfare to work)へ移行する戦略として、政府により述べられた。それはまた就労第一 (Work First)ともいわれる。それはまた第二のグリーン・ペーパー『年金のパートナーシップ』(Partnership in Pensions)で述べられた。政府はワークフェア (workfare) という用語は使わなかった。

2. 1997年以來の福祉改革の中心的テーマ

①有給の就労

新労働党の社会保障改革に一貫しているもっとも重要なかつ永続的なテーマは有給の雇用を中心とすることであった。これは「(働くことの)出来る者には就労を、出来ない者には保障を」という政府の呪文に反映されている。政府は「就労の倫理をめぐって社会保障を再建することが重要である」と論じた。⁵⁾イギリスの「福祉から就労へ」を促進するアプローチは三つの鍵となる要素、すなわち①失業者に対する主要な給付「求職者給付」Jobseeker's Allowance - (JSA)をより厳しい給付制度の一部として求職要件の強行、②ニューディールの旗印のもとでの一連の能動化政策、③「就労をペイするものにする」(make work pay)のために設計された一連の税と給付対策の結合であった。

まず、ニューディール対策である。中心となるものは強制的な制度である。1998年に中心となる若年者 (18-24歳) のニューディール (New Deal for Young People - NDYD) と、25歳以上の長期失業者のニューディール (New Deals for Long-term Unemployed People aged 25plus - ND25plus) が強制として導入され、任意のものとして1997年に一人親に対するニューディール (New Deal for Lone Parents), 1998年に障害者に対するニューディール (New Deal for Disabled People), 99年に失業者のパートナーに対するニューディール (New Deal for Partners of Unemployed), 50歳以上の者に対するニューディール (New Deal for those aged over 50)がある。その他、強制的に就労に焦点をあてたインタビューへの出席を要求する1999年の「福祉改革と年金法」によるもの、2001年の児童のないパートナーに対するJSAの改正、2002年の25歳以上のニューディールの改正、2004年のPathways to Workなどがある。

ニューディールプログラムは、イギリスにおける就労への能動化政策の主たるものである。若年者に対するニューディールは18-24歳で6ヵ月以上失業した者に対する強制的な制度で、最も多くの資金を使っている。1998年のもともとニューディールに割当てられた52億ポンドのうち70%が若年者プログラムに、25歳以上の長期失業者に15%、他のニューディールプログラム（障害者、失業者のパートナーおよび一人親）に15%であった。若年者に対する旗艦プログラムは13週までのカウンセリングと求職援助の集中的なカウンセリングの入口期間（Gateway period）を与える。これはもともと1年にわたる教育コース、あるいは援助を受けた就労から民間セクターあるいは環境プロジェクトにわたる4つのオプションを横断して訓練の選択によりともなわれた。1998年にプログラムが導入されたとき、これらのオプションは最低限6ヵ月（26週）続いた。2004年4月の改革は最低限のオプション期間を13週間に削減した。それは一連の異なったオプションを参加者が経験するのを認めるためであった。⁶⁾

25歳以上の長期失業者に対するニューディールは1998年6月に導入された。もともと2年以上失業した人を対象としていたが、2001年以来、プログラムは18ヵ月以上JSAを受けている人を強制とするようになった。

この改革は欧州雇用戦略のガイドラインのなかの「長期失業者に対する新しいスタート」の要求を反映したものであるが、ニューディール25+が効果的に作用していないことを示した評価証拠によっても影響されたという。したがってニューディール25+を通じて提供される規定は実質的に再設計された。以前は入口期間（アドバイザーと失業者クライアントの間の個人的な関係を打ち立てることに焦点をあてる）を否定していたが、2001年以来、集中的活動期間によりともなわれた。この集中的活動期間は最低13週続く。⁷⁾

また、50歳以上の者、一人親、失業者のパートナー（失業者が児童を有しない場合、同様な求職規制を受ける）そして、障害者に対するプログラムがある。後者のプログラムは政府が疾病関連の給付を請求する者に対してその「福祉から就労へ」の戦略に再び焦点をあてるにつれて急速に拡大することとなる。大抵の場合、これらのプログラムは範囲および規模において制限されており、大体は強制参加を含めなかったが、強制の要素の強化が近年の改革の特徴となりつつあるように見える。⁸⁾

就労へむけて人びとに段階を踏むことを求める代わ

りに、政府は仕事を得た人びとが財政的に一層裕福になることを保証することを求めた。国民最低限賃金（National Minimum Wage）－2005年に16-17歳に拡大された－、就労租税クレジット（Working Tax Credit）（それとその前身である就労家族租税クレジット－Working Families Tax Credit）が人びとが給付を申請するより有給の就労で一層裕福になることを保証する新労働党の鍵となる制度であった。⁹⁾

政策計画における「福祉から就労へ」の中心的な役割は機構改革にも明瞭に出てきた。Jobcentreと社会保障給付事務所の再構築は2002年以来、就労年齢のすべての市民に対する雇用支援と社会保障給付を管理する新しい機関Jobcentre Plusの創設で直接的な政策提供機関に移しかえられた。Jobcentre Plusは就労年齢クレイマントに対する給付期間と2002年以前雇用サービス（Employment Service）により運営されていた旧ジョブセンターに置きかわった。そして、国の年金年齢を超えた者に対する年金サービスは、働くことが出来る者には就労を、働くことの出来ない者には保障をの哲学を補強するのに役立ったといわれる。同じことは社会保障省の「就労およびおおよび年金省」への変更についてもあてはまる。就労年金省のケアラーと障害の仕事は「障害およびケアラーサービス」（Disability and Carer Service）と呼ばれる執行機関となった。重要なことは、その責任は就労および不能給付を含んでいないことである。しかし、かわりにケアラー手当（Carer's Allowance）および障害生活手当（Disability Living Allowance）のような追加的費用の障害給付に焦点をあてている。¹⁰⁾

②働くことの出来ない者には保障を

働くことの出来る者はそうすることが奨励されたけれども、働くことが出来ない者には財政的保障が与えられるべきであった。当初、幾らかのコメンテーターは「働くことの出来ない者に対する保障」は失業者を含むことを仮定したようであったといった。¹¹⁾ 近年の政府の発表は障害者、ケア責任あるいは、老齢を通じてであれ、働くことの出来ない者に対する保障を提供する約束についてふれたが、その偶然性のリストには失業を含んでいない。¹²⁾

もともと、政府は年金受給者の貧困の問題に取り組むために、例えば、租税クレジットの使用を通じて課税制度のなかに資力調査の拡大などを行ったが、働くことの出来ない人びとの他のグループに対する財政保障を提供する手段をとるのにそれほど能動的でなかったといわれる。給付水準は大抵の重度障害者に対して

拡大されたが、就労不能給付 (Incapacity Benefit) については削減がなされた。また、虚弱者、疾病者、障害者の面倒をみるインフォーマルケアラーは比較的に無視された。もっとも、彼らの年金資格への重要な変化は以前の所得比例年金の第二国家年金への置きかえてなされ、所得比例給付におけるケアラーの加算が2001年4月以来増額された。¹³⁾

3. 貧困への取り組み

貧困は政治的な行動を要する問題であるということとは21世紀の初めには労働党政府により明らかに認められていたという。1999年以来、政府の政策の目標はまず児童の貧困に取り組むことであり、そしてさらに近年、年金受給者の貧困に対応することが求められた。首相のブレアは1999年のベヴァリジの記念講演において「われわれの世代は児童の貧困を永久に終わらす最初の世代であるというわれわれの歴史的な目標を述べるであろう。そして、それは一世代を必要とするであろう」といった。¹⁴⁾ それは1997年に前保守党政府により計画された1997年の一人親に対する給付の削減を実施してただけに多くの人にとって驚きであった。

そしてこれは児童の貧困がいかにして定義され、政府の業績を評価するためにいかに測定されるべきかの議論を生んだ。幾らかの人は、全体としての生活水準が上昇するにつれて、平均より幾らか下の所得を有する家族を基礎にした尺度はそれでも貧困な児童を残すのでその目標に達しないであろうと論じた。一方、他の人は約束がなされた1997年にある標準に比べて相当な改革がなされたことを指摘した。政府による貧困に闘う強い約束にもかかわらず、貧困の定義と測定の問題は政策議論の中心となった。

それはともかく、新労働党政府はその後、一人親に対する給付の1997年の削減をはるかに上回る児童に対する財政支援の実質的増額を導入した。児童に対する財政支援は2004年で72%増の104億ポンド増額した。児童租税クレジットと新児童信託基金 (Child Trust Fund) は「漸進的な普遍主義」の原則とよぶものとして提示された。政府は「漸進的な普遍主義」を「すべての家族と (貧困者) がそれをもっとも必要とするとき、それをもっとも必要としている人により多くの援助を提供する」すなわち、「すべてに対する改善された公的サービスは貧困あるいは困窮していると認定される者に対する目標を定めた支援により補足される」と考えた。¹⁵⁾

こうして家族の大多数は児童租税クレジットに資格

があるが、低所得の家族は裕福な者より一層高い額の資格があることとなる。

漸進的な普遍主義の背後の根拠はそれが全面的な資力調査のあるアプローチが与えないような方法で貧困者を助ける対策として選挙区の支援を勝ち得ることであるという。2003年の予算において設置された「児童貧困の再検討」(The Child Poverty Review) は児童に対する財政的支援の大きな新しいイニシアティブを含まなかったが、若年者に対する財政的支援の別個の検討の一つの成果は2004年の児童給付 (無給の就労をベースにした訓練と19歳の教育および訓練のコースを完了する人に児童給付を支払う) 規定を含んだ。要するに就労家族租税クレジット (1999年導入、2003年就労租税クレジット) の導入とともに児童給付に対する実質的増額の衝撃は就労しており児童のある者への再分配であった。最大の敗北者は就労していない扶養児童のない世帯である。¹⁶⁾

なお、2003年4月から就労家族租税クレジットは二つの新租税クレジットにより置き換えられた。児童租税クレジットはすべての児童関連支払い (社会扶助、租税手当、租税クレジットにおける) を一つの制度に結合する。家族のおよそ90%は資格を有することとなるが、最貧困の家族はより高い額になる。就労租税クレジットは低賃金への資力調査のある補足であり、児童のない夫婦、25歳以上の単身者に拡大された。ただし、一層高い時間要件があった (児童および障害者を有する者に対しては週16時間であるがそれ以外の者は30時間)。¹⁷⁾

なお、既に述べた2020年までに児童の貧困を根絶するブレアの改革は巨大な、また前例のないものであった。その減少は2005年までに既にある程度の動きがあった。そして現実には1997年の340万人から280万人まで減少していた。しかし、予定と比べて不十分であった。2006年のハーカー (Lisa Harker) の報告は低賃金を受けている雇用に対する支援、有給の雇用に入ることの出来ない人に対する支援の拡大を含めて一層の目標達成のための提案をしていた。そして単なる就労第一 (Work First) ではなく、Work First Plusの必要性をとんでいた。¹⁸⁾

新労働党は低所得の年金受給者に支払われる資力調査のある社会扶助給付を増額し、2度名称を変更した。年金クレジットの保証クレジット (guarantee credit) 部分として現在ふれられているものを請求する単身年金受給者の最低限所得は1997年に週69ポンドであったものが2005年4月から週109ポンドになった。

対照的に定額の基礎国家年金は年金受給者および貧困ロビーの運動にもかかわらず引き上げがそれよりも低かった。¹⁹⁾ 政府は年金受給者の貧困に取り組むために資力調査に依存したと批判されたが、絶対的貧困に相当する生活をする人口は180万人少なくなっていた。基礎国家年金（Basic State Pension－BSP）よりも資力調査のある年金に焦点をあてることにより、労働党は最貧困の年金受給者に最も多くの利益を与えたが、その大多数は女性であった。要するに最も貧困な年金受給者の立場の改善は資力調査のある最低限所得保証（Minimum Income Guarantee－MIG）を通ずる優先事項とみられた。それは2005年にPension Creditになった。²⁰⁾

資力調査に過大に依存する懸念を緩和するために、混乱を少なくし、それを申請することに含まれる恥辱の可能性を最低限にすることによって保証クレジットの補足を増すことを試みた。例えば、申請様式の長さの短縮、事情の変更の報告の必要の縮小や資本の扱いの寛大化などがあった。

児童を有する家族および年金受給者の財政的支援の改善は相当な所得再分配を結果したという。これが保証したことの確認について、政府は労働党の支持者から受けなかったが、これは恐らくそれはあまり宣伝せずに達成されたこと、所得税の最高税率の象徴的な重要な増加なしに行われたためであったであろう。しかし、いずれにしてもこの再分配は児童を有する家族ならびに年金受給者の利益になったが、給付を得て生活している児童のいない人びとの所得について、彼らの就労せしめて援助すること以外、殆ど何もなされなかった。これは恐らく単身者および児童のない夫婦のこれらのクレイマントは就労のインセンティブの強化の考え方に反し、福祉から就労への推進という新労働党の考え方に反し、財政の抑圧から脱却しようという考えからは当然のことであろう。

なお、「障害者に対するニューディール」(New Deal for Disabled People) について追加しておこう。20世紀の終わりまでジェンダーと人種の領域とは異なり、障害者に対する差別を阻止する立法はなかった。しかし、これは1995年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）の導入により変えられた。法は直接的な差別を違法にし、2000年の障害者権利委員会の設置により不公平な不利益に対し、一層間接的な行動を促進した。21世紀の初めにこの規定は障害の定義の拡大を含むべくさらに広げ、公的セクターの組織に障害者の平等処遇を推進する義務を課した。²¹⁾

1990年代にはまた、障害者の労働市場参加を改善することを目的とした社会保障給付、すなわち障害就労手当（Disability Working Allowance－DWA）の導入があった。DWAは家族クレジット（Family Credit－1986年の社会保障法により新たに導入されたもの）をモデルとしていた。それは一定の基準により障害と認定された者の低賃金への補足を規定した。それを受けた人により評価されたけれども、必ずしも成功したものではなく規模も小さかった。

1999年に他の就労中の給付が租税クレジットに転換されたとき、障害者租税クレジット（Disabled Person's Tax Credit－DPTC）により置きかえられた。2003年に、この支援は児童および就労租税クレジットの余分の障害支払い加算に置きかえられた。障害者は労働市場へ入ろうとする人を助けるべくアドバイスと支援の目標グループの一部として含まれることとなった。²²⁾

これらの新対策は障害者による一層良い労働市場参加を奨励する動きを下支えし、貧困のリスクを下げるのに役立ったが、障害者の地位は低く、低賃金雇用にあり労働市場から全く排除されている。障害者に対するニューディールの支出は2002/3年で3000万ポンドであるが、一人親については8000万ポンド、若年者に対するニューディールは2億7000万ポンドである。それゆえ、疾病・障害者の低雇用率と高クレイム率の持続は社会正義問題であるという。²³⁾

なお、2006年1月、障害者権利委員会は「良き方向へブリテンを変える：障害を公共政策の核心に置く」（Changing Britain for Good: putting disability at the heart of public policy）を発表した。それは障害者の経験を適切に説明することに失敗し、ますます適切な対策を提供するのに失敗していることを意味するとし、ことに児童貧困との関係においては重要であったとした。

所得貧困のなかで生活しているすべての児童の四分の一は障害者の親を有する。そして、両親が仕事をしていない世帯の殆ど70%において、少なくとも一人の親は障害者である。調査は障害者の児童のいる家族の少なくとも55%は貧困か貧困のふちで生活していると推定した。障害児童のいる家族において母親の84%は働いていない。一方、障害児童のいない家族においては働いていない母親は39%であると推定した。²⁴⁾

3月、就労および年金大臣ハットン（John Hutton）は「児童の貧困は障害問題」であることを認めた。そして2020年にすべての児童の貧困を根絶する目標に到

達することは誰かが障害者である家族の経験に特別な注意を向ける必要があることを認めた。²⁵⁾

就労年齢の3人の障害成人の1人が親であり、貧困な生活をしている児童のおよそ四分の一は障害のある親を持つ。一人親の四分の一は長期の病気か障害を有する。貧困な5人の児童のうち2人(43%)は一人親の世帯で生活をしている。それゆえ、福祉改革は政府のインセンティブを障害と一人親の雇用を増すよう援助するのみならず、それは児童の貧困を削減する他のインセンティブを必要とすると考えた。²⁶⁾

なお、2006年の平等法 (Equality Act) は障害者権利委員会の廃止への道を敷いた。そして、それは平等及び人権委員会 (Commission for Equality and Human Rights) に包含されることとなった。²⁷⁾

4. 2004年以後の政策展開 福祉から就労へ (ニューディール) の第二段階

労働党の第二期の任期が終わりに近づくにつれて、過去の業績を検討し、将来の展開を考えねばならなかった。当然、最初の二期の間に改められた核となる対策は顕著に重要であり続けるであろう。これは2004年から2005年初期に導入されあるいは発表されたことから明らかであった。有給の就労はますます重要になっていった。これは就労不能給付 (Incapacity Benefit) のためになされ計画された変化に対して最も明白にみられた。新労働党は労働市場により近い求職者よりも、援助することがより困難な経済的に不活動な給付のクレイマントや人びとに注意を向け始めたのである。

2004年に、政府は「ニューディールの建設をする」としてふれたニューディールの重要な変化を発表した。

まず、新しい時期につなぐべきことをみておこう。

福祉から就労へを促進する1997年以来のイギリスのアプローチは就労および年金省 (DWP) の2003年の「イギリスの雇用行動計画」 (The UK Employment Action Plan) と2004年の同じく「イギリスの雇用の行動計画」によると、三つの鍵となる要素の結合に依存している。すなわち、より良い給付制度の一部として失業者に対する重要な給付すなわち求職者手当 (Jobseeker's Allowance - JSA) のもとでの求職要件の強制、ニューディールの旗印のもとでの一連の能動化政策、そして就労をペイするものにするよう設計された一連の租税/給付対策であった。

これらのことは何を意味するであろうか。

リンドセイ (Colin Lindsay) は1997年以来導入された広範な改革のプログラムはイギリスにおける標準的な労働市場政策介入からの離脱を画するという。明らかに失業者に一層の義務を果たさせる企てがあった。そしてニューディールは明らかにイギリスにおける失業した成人に対する就労の最初の大きな強制的な能動化プログラムをあらわす。しかしながら、ニューディール改革と結びついた一層強い条件と強制的就労をペイするものにするインセンティブを提供する企てによりバランスされた。そしてそれは政府により導入されたもっとも再分配的な経済政策になるであろう。さらにニューディールの内容そしてことに個人的なアドバイザーにより与えられる身の丈にあったサービスは一層クライアント中心の「ニーズ指向」のアプローチへの移行をあらわすように見えるという。そしてこの能動化へのイギリスのアプローチの核心にある強い強制と全体的なクライアント中心のサービスの (恐らく矛盾した) 結合の近年の政策展開を教え続けるという。²⁸⁾

以下、主として2003年頃からの改革をみておこう

Step Up

Step Upは平均的な長期失業率より高い20のパイロット地域で運営された。そのプログラムは高い水準の強制と結びつけられた進歩的な考え方による。ニューディール訓練の間あるいはその60日以内に仕事を見出せなかった者はStep Upに参加することを求められる。Step Upは個人的なアドバイザーおよび仕事中の支援ワーカーを通じて集中的な支援を提供する。²⁹⁾

Pathways to Work

Pathways to Workは2003年以来、7カ所のニューディール提供地域においてテストされたパイロットプログラムである。目標とする地域は疾病関連給付 (就労不能給付及びその社会扶助相等物すなわち所得補助 (Income Support)) の比較的に高水準なところを基礎に選ばれた。政府はPathways to Workを「仕事に戻る人びとの抱負を活性化するための新しい介入制度」を提供するものと述べた。それは「人びとが為すことが出来ることに焦点をあてる」ためイギリスにおける疾病および障害給付を活性化する過程における第一段階であった。パイロット地域の参加者は「就労に焦点をあてたインタビュー」に出席することが求められ、ニューディール訓練および支援サービスへのアクセス可能となる。初期の評価証言はパイロットが障害者に対するニューディールへの一層の奨励をするのにある程度成

1997年以降のニューディールなどの主要な対策

1997	New Deal for Lone Parents (voluntary)
1998	New Deal for Young People (compulsory) New Deal for Long-term Unemployed, aged over 25 (compulsory) New Deal for Disabled People (voluntary) Prototype Employment Zones
1999	National Minimum Wage Working Families Tax Credit (WFTC) Disabled Person's Tax Credit (DPTC) New Deal for Parents of Unemployed (voluntary) New Deal for those aged over 50 (voluntary)
2000	Welfare Reform and Pensions Act: requires attendance at compulsory work-focused interviews ONE pilots:single work-focused gateway and interviews for all new benefit claimants of working age
2001	Reform of JSA for partners without children: both partners required to demonstrate that they are actively seeking work Learning and Skills Councils replace TECs in England and Wales
2002	Jobcentre Plus established Step Up pilots Reform of New Deal 25+ Compulsory work-focused interviews for new Income Support clients
2003	Working Tax Credit/Child Tax Credit (replacing WFTC/DPTC) Pathways to Work first wave pilots
2004	Reform of New Deal for Young People Pathways to Work, second wave pilots Working Neighbourhoods pilots
2005	'Building on New Deal' prototype areas Pathways to Work roll out/expansion
2007	D.Freud, Reducing Dependency, Increasing Opportunity Independent Report
2008	Pathways to Work roll out/expansion

注) Colin Lindsay, The United Kingdom's 'Works First' Welfare State and Activation Regimes in Europe, edited by Amparo Serrano Pascual and Lars Magnusson, *Replacing Welfare States and Activation Regimes in Europe*, 2007 P.I.E. Peter Lang, PP.39-40.なお、2007年および2008年の給付や報告書を追加した。

功し、就労不能給付から8-10%脱出することとなったことを示している。このプログラムは2005年及び2006年に高度に経済的に不活動の水準により特徴づけられるさらに15地域に拡大された。³⁰⁾

Building on New Deal

2004年に、政府はBuilding on New Deal: Local solutions meeting individual needsと題する文書で重要な変化を発表した。その重点は持続可能な高い質の成果に一層焦点をあてること、すなわち「雇用に再び

入るのみならず、長期の持続可能なそして報酬のある雇用を確保するのに彼らが必要としている技能を獲得するのを援助する」ことであった。2005年の終わり頃から11のモデルとなる地域で実験されることとなった。このBuilding on New Deal (BoND) の個々のニーズに似合うような支援のパッケージを提供するためにこれまでよりも柔軟であるとされた。中心的な要素の全国的な枠組みは以前のままであるが、Jobcentre Plus地区マネージャーは通常の提供のメニューと異なった基本単位 (modules) を選択する裁量を有している。

Building on New Dealの模範型地域は2005年10月に始められた。政府はこの大きな福祉から就労への改革は三つの「核となる原則」により満たされるべきだとした。1. 権利と責任に対する全国的な枠組み (a National Framework for rights and responsibilities) 2. 一層の地方の柔軟性、移転 (権利義務など) 及び裁量性 3. 説明責任、目標及び論争性の増加 (地方の地区マネージャーはJobcentre Plusにより伝統的に提供されていたサービスの提供をアウトソースするよう選択できる) である。1については全国的に一貫したJSA制度は継続して履行される。よりアクセス可能なニューディールでは18-24歳の失業者については6ヵ月、25-49歳グループについては18ヵ月の強制参加はあるが、6ヵ月以上の25歳以上には任意のペースでサービスを提供できる。一人親に対しては強制的な就労に焦点をあてたインタビューを一層使用すること等である。なお、ニューディールに対する裁量的メニューは求職に対する援助、雇用可能な技能の提供、就労の試みのような項目を含む。³¹⁾

なお、政府により提案された柔軟なメニューの改革には健全な理由があるとされる。すなわち、不況な都会の労働市場における就労不能給付の水準は、高水準の疾病が隠れた失業の問題をおおいかくしている。その一方で、彼らが長期失業者になる前に、求職者の問題に対処する一層柔軟なアプローチの必要なサービスの提供者ならびに失業者に両方により長らく認められていた。これらの懸念に対応すべく展開されたニューディールを提供すべき一層柔軟なアプローチはプログラム以前の具体化 (incarnation) を規定した訓練オプションアプローチは捨てられるべきことを意味した。政府にとって、「柔軟なメニューアプローチのエッセンスは、人びとは個人として扱われるべきであり、彼らが必要とする注文で作った支援を受けるべきである。」³²⁾ 標準的な訓練オプションにかえて、若年者お

よび25歳以上のクライアントに対するニューディールは個人的なアドバイザーと協力して広範な一般的により一層短期の訓練と展開サービス (development services) から選択することになる。³³⁾ 同時に、援助を受けることが困難な失業者や経済的に不活動な人に焦点をあてることはイギリスの雇用率を75%から80%に引き上げる広範な戦略の一部とみられた。³⁴⁾

5. 一層の条件つき福祉国家へ—2007年の福祉改革法

ニューディールは仕事のない若者に援助のある雇用、ボランティアの仕事、環境課業力の仕事 (environment task force work) あるいは、フルタイムの教育および訓練の選択を提供する。事実上、それは強制的であり、すべての人はこれらの一つを選ばねばならない。給付にとどまる第五の選択はないという有名な言葉がある。

政府は労働市場政策は成功したといった。若年者に対するニューディールは70万人以上を仕事につかせた。25歳以上の人に対する同様な数字はおよそ28万人である。若者の申請者の失業は30年間で最低の水準に近い。一方、労働市場の成長でおそらくこれらの若者が仕事を見つけられたのだという議論もある。³⁵⁾

25歳以上の長期失業者についても、2001年4月以来利用できる四項目のオプションにもかかわらず強制である。

一人親に対するニューディールへの参加はまだ仕事を求めることを強制化されてはいなかったが、一人親に役立てられる社会福祉給付はますます条件つきになりつつある。2005年以来、14歳以上の児童のいる仕事のない場合の給付を得ている一人親は3ヵ月ごと就労に焦点をあてたインタビューに強制的に出席することを求められた。政府はまた「一人親は雇用アドバイザーに一層緊張してしたがう責任」があるといった。³⁶⁾ 障害者に対するニューディールへの関与も任意にとどまっている。しかし、政府は「疾病の調子の文化」(sick note culture) を終わらせる必要を明瞭にしていた。

2007年以後の展開は過去にさまざまな理由のために社会福祉給付に合理的な請求権をもつと見られていたグループを含むべく条件性の範囲を拡大しようとしていることを示している。2007年3月、就労および年金大臣ハットン (John Hutton) は権利と責任の基本的原則すなわち「何物かについては何物か」(of something for something) を再び確認した。そして条件のない福祉制度を相いれない (exclusive) もの

として非難した。³⁷⁾同様なことは福祉改革を再検討し、就労不活動を削減する一層の方法を考慮するために設置されたフロイド報告 (Freud report) でも述べられた。

「政府は権利と責任の付託を政策の中心的な特徴とした。雇用を得ることにおける一層の援助とひきかえに、国が給付を得ている者から一層の就労に関した活動を期待するのは、適切であると思われるだろう。」報告書はそれゆえ、失業者に対して現在の制度を維持し若年児童の年とともに一人親に対する求職手当に並行したより強い条件を導入し、他のグループ (就労不能給付をすでに受けている人を含めて) に対して Pathways to work および『雇用および支援手当』 (Employment and Support Allowance - ESA) の線にそって条件性を出す方向に動くことを勧告する。これらの変化は次の10年にわたって押し進められるべきものであるとする。³⁸⁾

フロイドは枠組みの強化を無条件福祉から離脱して制度を再びバランスさせることの賛成の議論をした。そして、その明白なコンセンサスは生まれていると考えた。

新労働党は2007年の福祉改革法 (Welfare Reform Act) に含まれた二つの重要な変化を通じて条件つき福祉国家の境界を拡大し続ける意思を示した。

初期の13週の評価局面 (assessment phase) の間、すべての新規のクレイマントは求職者手当率 (Jobseeker's Allowance rates) で支払われ、その後改訂された個人能力評価 (personal capability assessment - PCA) を受けると期待されている。ひとたび、PCA要件がみたとされると、クレイマントの大多数はESAの就労関係活動要素 (work-related activity element) を受ける。しかし、雇用支援要素 (Employment Support component - 基礎手当よりも一層高い率で支払われる) の受給はクライアントが個々の就労へ戻る活動プランの就労に焦点をあてたインタビュー (WFI) などの作成を条件としている。拒否は給付の罰則をとらない、一層低い給付に戻ることにとなる。6ヵ月までのESAの資格剥奪は人が彼ら自身の就労能力に限定がある場合に可能である。また一人親についても、2005年10月から14歳以上の児童を有する仕事のない給付 (out-of-work benefit) を請求する一人親は3ヵ月ごとの強制的なインタビューに出席することを求められた。政府は一人親は「一層集中的にわれわれの費用アドバイザーにインタビューして相談する責任」があるといっていた。³⁹⁾

6. 就労不能給付の問題－雇用および支援手当 (ESA) へ

ベヴァリジ報告の保険制度は障害者に対する特別の規定をしなかった。しかし、20世紀の後半に障害から生ずる幾つかの確認された余分のニーズに対する支援を与えるために給付提供面の変更と追加がなされた。これらは6ヵ月以上の間、疾病あるいは障害により働くことが出来ない者に対する一層高い国民保険給付 (疾病給付) を含んだ。20世紀の終わりには、疾病給付に依存する人は増加し始め、1995年には仕事出来るか出来ないかの一層厳密なテストにもよる一層寛大でない国民保険をベースにした規定 (就労不能給付) で置きかえられた。

これは働くことが出来る人は雇用を得、あるいは失業者として求職者手当に移ることでこの給付の減少につながるという期待にもとづいた。しかし、これは起こらなかった。就労不能給付の申請者数は成長し続け1981/2年の80万人から2001/2002年には170万人に達した。この成長が障害自体の増加か、労働市場におけるより一般的な趨勢によるものかについて議論された。その結果、それに依存しないようにするために就労不能給付の抑制のために国民保険拠出を通じての給付の条件の厳格化を含んだ。これらの対策にもかかわらず、依存者数は高どまりであった。そしてことに失業水準が一般的に一層高い地域で高かった。このことは給付依存が肉体的障害とともに労働市場の状態につながっていることを意味した。労働党政府は就労不能給付への長期依存を抑制するために就労不能給付の多くの変更を導入した。これらは国民保険拠出の支払いを通ずる給付への資格の条件を強化すること、週85ポンドを超える他の所得を有する人に対する資格を削減することを含んだ。障害者に対するニューディール規定を通ずる積極的介入は就労不能給付のクレイマントが仕事を見出すのを援助することを求めた。しかし、あまり効果はなかった。⁴⁰⁾

疾病及び就労不能給付の資格は本来、部分的に国民保険拠出により決定された。国民保険拠出記録のない失業した障害者はこの給付から排除された。しかし、国民保険給付よりも一層低率で支払われる代替的な重度障害手当 (Severe Disablement Allowance) を申請することができた。しかし、1999年に重度障害手当は廃止された。そして児童の間に障害者になった者については就労不能給付への新しい資格を、そして他の何ら支援のない成人などの障害者については所得補助

(Income Support) へのアクセスで置きかえられた。これらの変化はまた長期の就労不能給付に依存する人の数を増加した。そして、これはいかに就労の効果的な支援があっても長期に社会保障支援を頼る多くの障害者がいることをも示すものであった。⁴¹⁾

1999年に「福祉改革と年金法」は新クレイマントは週85ポンドを超えた私的な年金所得の1ポンドにつき、50ペンスだけ彼らの給付を削減する就労不能給付の所得テイパー (taper) を導入した。さらに就労不能の新医療テストすなわち個人能力評価 (Personal Capability Assessment - PCA) が導入された。そして、就労不能給付に対する適格性のルールは、ますます厳しくなり、最近の就労歴のある人のみそれに資格があるようにされた。これらの改革からの長期的給付は年あたり4億ポンドと推定されている。⁴²⁾

障害者に対するニューディールは1999年にボランティアベースで就労不能給付のクレイマントが労働市場に戻るのを援助するために1999年に導入された。障害者租税クレジット (Disabled Persons Tax Credit) も1999年に導入された。その後2003年に低賃金労働からの賃金を補足することにより、仕事をペイするものにするのを助けるために、2003年に新しい就労租税クレジット (Working Tax Credit) に組み込まれた。就労不能給付を受ける人に対する認められた仕事 (permitted work) を支配するルールもまた変更された。これはこうした仕事を12ヵ月に制限するのを含んだ。それで、それは長期の賃金補助であるよりは、有給雇用への踏み石として作用することが意図された。さらに2003年には、政府は革新的なJob Retention and Rehabilitation パイロットを導入した。この制度は疾病のため彼らの仕事を失う危険に直面している人が仕事に戻るのを助け、それにより就労不能給付へ移

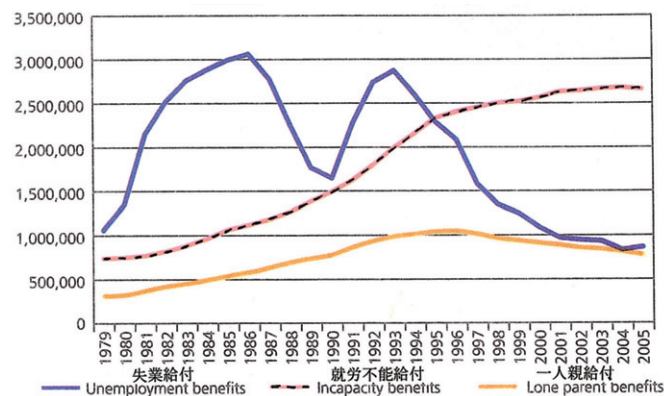
行する可能性を削減するのを助けることを目標とする。さらに2003年にはまたすでに述べたPathways to work のパイロットを導入した。その目標は就労不能給付を受けている人が仕事に戻るのを助けることであった。7地域に導入されて制度は新クレイマントについては強制的で、これまでのクレイマントについては任意とされた。その制度は週16時間以上の仕事をする人に12カ月につき週40ポンドの追加支払い (top up payment) を含んだ。⁴³⁾

Pathways to work pilots は7パイロット地域において就労不能給付からの流出を増した。そして制度は疾病として知られている文化 (sick note culture) としてふれられているものを終わらす努力においてますます多くの地域をカバーするよう拡大された。2005年2月にはパイロットは3年まで就労不能給付を得ていた人を含むよう拡大された。さらに週20ポンドの仕事の準備加算 (Job Preparation Premium) が仕事を得る方向で段階を踏んでいるクレイマントを奨励するために導入された。政府はまたPathway to workを2005年10月から国の三分の一の地区に拡大する計画を発表した。結果としてカバーされた地域は最大の就労不能クレイマントの最大の集積した地域を含むこととなった。⁴⁴⁾

2004年から05年には、就労および年金省はおそらくは非常に性格の異なった三人の大臣、アラン・ジョンソン (Alan Johnson)、デビッド・ブランケット (David Blunkett) およびジョン・ハットン (John Hutton) によって率いられた。

ハットンのみが、2006年も続けて地位を維持した。このことは労働党のもとでなされた最も重要なそして遠大な社会保障における変化の幾らかを導入する政府の全体としての仕事に役立つこととなった。2006年は、

給付受給者数 1999 - 2005年



国家統計局、就労年金省 情報局長、Work and Pensions Longitudinal Study, なお、A new deal for welfare : Empowering people to work (DWP) 2006,P.16による :

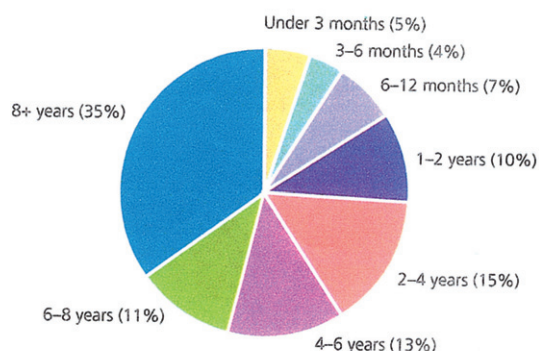
社会保障改革にとって確かに多忙な年であった。そして、ことに二つの重要な領域の改革－年金と児童扶助－に取り組まれた。2006年の改革は過去からの根本的な離脱を示すものと意図された。⁴⁵⁾ただ、ここでは年金の問題は扱わない。

7. 福祉改革のグリーン・ペーパーと就労不能給付の改革

－雇用および支援手当 (ESA) へ

以前から予想されていた政策指針の表明は給付の受給者が仕事に戻るスピードを早めることを意図したものであった。⁴⁶⁾それは一般的に求職する義務に直面していない（失業している求職者とは異なって）仕事のない人にことにかかわっていた。それが対応しようとした問題は「長期に給付依存に閉じこめられている人びとのグループが存在する」ことであった。グリーン・ペーパーは「人びとに就労する能力を与える」(A new deal for welfare: Empowering people to work, Cm 6730, 2006.) であった。それは「市民が就労の世界に入る権利を有することを保証することは現代の政府の基礎的な責任である。それは、1997年以来、現代

就労不能給付の申請者のクレイムの期間による区別



DWP (Department for Work and Pensions) *A new deal for welfare: Empowering people to work, Cm 6730, 2006, P.26.*

的な、能動的な福祉国家をつくる政府の動力の指導原理があった」といった。そして、政策変化の中心的な目標は以下のことである。⁴⁷⁾

- ・ 就労不能給付を受けている人を100万人削減する。
- ・ 30万人の一人親の就労を援助する。
- ・ 高齢労働者の数を100万人だけ増加する。

そして、「人びとが就労するのを可能にせしめる (Empowering people to work) はわれわれの福祉改

革の将来の方向についての国民的議論でなければならぬものの初まりを画する」といった。⁴⁸⁾それはさまざまなニューディールプログラムの経験の上に打ち立てられて異なった政策の全体の基礎を設計している。しかし、一層の改革なしにこれを達成できない。確かに、この10年間でクレイマントの特徴は政策の効果もあり変わってきた。新クレイマントの三分の一は就労からではなく、求職者手当や所得補助 (income support) のような他の給付からである。ただ、1990年代半ば以来、就労不能給付に入ってくる人びとの数は三分の一だけ低下したが、総数は人びとが一層長く給付を受けるためにほぼ横ばいである。これらの給付に入ってくる大抵の人は仕事に戻ることを期待しているが、就労不能給付を受け始めて2年後、新しい仕事を見出すよりも、死亡するか退職しがちであると。1997年以来、障害者に対するニューディールや Pathway to Work のような重要な革新を導入した。正しい援助と支援があれば、就労不能給付を受けている多くの人が仕事に戻ることを示した。給付を受けている人を「就労不能」とのラベルを貼ることは完全に不適正であると。しかし、根本的な問題が残っているといった。

- ・ 人びとが就労不能給付へ移るのを阻止するために殆ど何らなされていない。
- ・ 給付への入口 (gateway) は貧弱に処理されている－主たる医療テストを満たす以前に就労不能給付を受ける人がいる。
- ・ 逆給付インセンティブがある。多く支払えば長くクレイムする。
- ・ クレイマントに殆ど何も期待されていない、そして殆ど支援も提供されていない。
- ・ 就労不能給付の名称自体が、人びとが無能であり、彼らを労働市場へ戻すために援助する何物もないという信号を送っている。⁴⁹⁾

そこで、2008年から、これまでの制度を単純化した新しい「雇用および支援手当」(Employment and Support Allowance-ESA) により置きかえられることとなった。この新しく総合化された拠出のならばに所得比例手当は新規のクレイマントにつき就労不能の理由で支払われる所得補助にかわることとなった。

なお、ESAは求職者手当 (JSA) 水準にもとづいているが、個人的な能力評価 (Personal Capability Assessment-PCA) からの追加的な額をともなっている。新しい就労不能給付の申請者について、就労に焦点をあてたインタビューで就労関連活動のより高い

水準を目ざすものであった。すなわち出席しない人には給付が削減される脅威があった。PCAは給付の資格に関係するというよりは、就労関連要素に焦点をあてるべきである。それは人びとがすることの出来ないものに焦点を置くよりはすることが出来ると考えらるもの考えることが想定されている。⁵⁰⁾ 改革はまた就労不能給付については相当な比率をしめていた精神衛生問題を有する人の給付へのルートの詳細を検討することを約束している。

就労不能給付の受給については通常、医療証明書が必要である。

個人が医療証明書のような適切な証明をもって新手当を申請したとき、3ヵ月間続く評価局面に入る。個人は彼らの資格を決定するために、機能的な能力を評価してもらう。この過程が行われている間、彼らは評価段階給付 (assessment phase benefit) を受ける。それは求職者手当基礎率 (個人が提出条件を満たしていない場合、所得テストに従う) で定められたものである。その間、8週間後、就労に焦点をあてたインタビューを受けるよう求める。⁵¹⁾ それでJobcentre Plusを通じて利用できるすべての援助へのアクセスする機会を個人に提供することとなる。

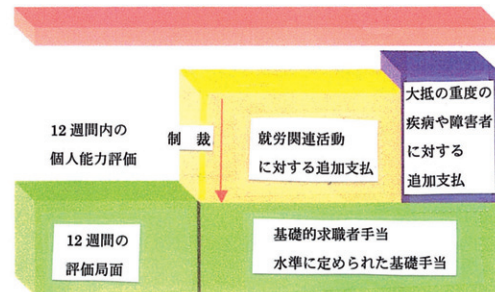
なお、改訂された個人能力評価 (PCA) を含めて、3ヵ月以内に評価を完了することとされている。⁵²⁾

新個人評価で、個人が新給付に資格があるとすると、彼らは自動的に手当の主たる段階に自動的に移ることとなる。大抵の人について、仕事への復帰が短期あるいは長期で実行可能な場合、新手当の雇用支援要素 (Employment Support Component) を受けることとなる。これはリハビリテーションおよび最終的に就労に関連した活動に焦点をあてた個人行動プランを描くことを条件とすることとなる。⁵³⁾ 追加額は現行の長期率を上回る率でクレイメントにより受けられる総額を固定することとなる。応ずることを拒否した者は失業者としてJSAの給付の額と同じ額である。応じる者に対する加算 (topping up) は、もし彼らがそうすることに失敗するならば、個人の給付に罰則を与えるよりも、一層積極的なアプローチと考えられている。すなわち、罰則はムチよりも人参としてあらわれている。しかし、金銭的には結果は同じであるとみられる。⁵⁴⁾

8. 一人親の援助

イギリスでは就労年齢の一人親 (lone parent) はおよそ180万人である。そのうち一人父親は17万人以下であり、殆どが一人母親である。全体のうち78万7

新雇用および指示手当 適切な場合 追加障害加算 Extra disability premiums where appropriate



DWP, *A new deal for welfare : Empowering people to work*, Cm, 2006, P.41.

千人の一人親が所得補助をうけている。その数は1997年に比べ23万人少ない。さらに少数は疾病あるいは障害の給付を受けており、また求職者手当を受けている。一人親の相当数は彼らの最年少の児童が16歳に達したとき所得補助から就労不能給付に移行している。⁵⁵⁾

2005年春現在、一人親の雇用率は56.6%で1997年以来、11%増加した。100万人以上が就労している。しかし、この成功にもかかわらず、就労せず所得補助を受けている人の数は高止まりして高いばかりでなく、EC諸国に比べて就労している一人親の比率は少ない (オランダについて低い) のみならず、児童を有するパートナーのいる母親の就労率 (72%) に比べても低い。⁵⁶⁾

このことは貧困に重大な衝撃をもたらす。彼らはことに持続的な貧困と剥奪を経験することとなる。一人親が労働市場へ戻る援助をすることは彼らの社会的包含を保証するもっとも有効な方法であり、彼らおよび彼らの児童が貧困から脱出する最良のルートであると政府は考える。

1997年以来、一人親のニューディール等を通じて一人親の利用できる支援をするのに巨大な進歩をとげてきた。政府は親が職にとどまり仕事に戻るのに相当な投資をした。全国児童ケア戦略 (National Child Care Strategy) - 1998年に始められたもので、普遍的かつ総合的な教育およびケアを一層貧困な地域の目標のある援助と結合する。また、すべての3歳児に対するパートタイムの保育所 (nursery place) と学齢期児童の授業終了後のクラブの約束を含む - は1999年の全国的最低賃金、租税クレジット、柔軟な家族に友好的な仕事場の政策とともにすべての親に利益を与えた。⁵⁷⁾

2001年4月には、すべての一人親に強制的な就労に焦点をあてたインタビューへと転回した。およそ75万

人の一人親が個人的なアドバイザーに支援された援助にアクセスすべく一人親のニューディールに参加し、41万人が就労した。1998年10月に全国的に拡大された一人親に対するニューディールはボランティアなプログラムである。ニューディールは非常に効果があり、一人親の2人に1人が彼らの個人的なアドバイザーの支援をえて、就労することとなった。さらに新クレイマントについて6ヵ月段階で追加的なインタビューを導入した。2005年10月から、彼らの最若年の児童が少なくとも14歳になった一人親について、児童が学校修了年齢になったとき雇用に移行出来るよう準備するために年4回のインタビューに拡大した。⁵⁸⁾

2002年の雇用法 (Employment Act) はことに就労している親を助けるための新立法であった。2003年以来、若年の障害のある児童のある親は児童ケアと就労をバランスさせるために、すべての人 (雇用主、被用者と彼らの児童) に利益を与えるような方法で以前以上の支援を受けることとなった。柔軟な就労と母親および父親への支払いと休暇を請求する権利は家庭と仕事の責任の間のバランスを達成することにおいて親を援助する。⁵⁹⁾

2005年に就労および年金省は『生涯を通じての機会と保障』(Opportunity and security throughout life) と題するペーパーを発表した。この戦略はまた一人親が就労に戻るのを奨励する新しい対策を発表した。⁶⁰⁾

一人親に対する就労中のクレジット (In-Work Credit-IWC) が2004年4月に三つのパイロット地域で導入され、2005年10月からさらに4地域に拡大されている。IWCは仕事の最初の年に対し、週40ペンスで支払われる。この支払いに資格あるためには、一人親は少なくとも12ヵ月所得補助で求職手当 (JSA) を受け、最低限5週間連続と期待される週あたり少なくとも16時間の仕事をしていなければならなかった。この支払いの目的は一人親が仕事をし、給付を受ける場合よりも裕福になることを保証するものであった。⁶¹⁾

『生涯を通じての機会と保障』はまた、一人親に対する新しいPathway to workが5地域で導入されるとした。12歳以上の児童を有する親は年4回の就労に焦点をあてたインタビューに出席することが求められるとした。そして一層高い年齢の児童のいる一人親に給付を追加する意図を発表した。この週あたり20ポンドの「活動加算」(activity premium) は就労関係の活動を行うことに同意する中等学校の年齢の児童を有する一人親に自動的に支払われる。少なくとも11歳の最若年の児童のある一人親のうち、68%は既に就労して

いるという。全国的に11歳から16歳の間の年齢の最若年の児童のある所得補助を受けている15万人の一人親がいるという。⁶²⁾

9. 住宅給付

以前、低所得のテナントに家主が貸した家の家賃を補助するために地方当局によりもともと展開された家賃リベートの制度があった。1982年にリベートと手当の旧制度は所得補助を受けている者に対する100%の補助金を提供する単一の住宅給付により置き換えられた。1982年以後、中央政府は貸家を建て維持する費用に対し地方当局に支払われる補助金を削減した。そして当局が地方税と固定資産税 (council tax) を通じて地方当局が補助するのを阻止した。これが、多くの当局が彼らの住宅勘定への補助金を通じて家賃を抑制することを求めたので、セクターにおける家賃水準の高騰を結果した。同時に民間の家賃セクターの家賃統制は取り除かれ、家賃の上昇へと導いた。この変化の結果は住宅給付の費用を増加することとなった。同時に失業と低賃金により、給付に資格のある人びとを増加することとなった。⁶³⁾

現在、所得補助および所得関連の求職者手当は事実上、イギリス市民にとっての最低限所得である。それらはフルタイムの雇用 (週16時間と定められている) のない人に支払われる。そしてもし、最低限を超える収入あるいは何らかの意味のある資本保有があるならば削減される。それらは住宅費用を含まないが、ある種の限定により、抵当権負債の利子はカバーされる。しかし、家賃を支払うクレイマントは住宅給付 (housing benefit) は請求できる。これは、州の租税給付とともにクレイマントおよび低収入の労働者に役立てられる家賃への資力調査のある貢献 (contribution) である。両者とも他の給付とは全く異なって地方当局により管理される。公的セクターのテナントにとって、最低限の所得の人についてすべての借家の費用をカバーする。そして一般にテナントの家賃勘定から単独に控除された。このことは民間セクターのテナントについても同じである。⁶⁴⁾

低賃金雇用にある人にとって、資力調査のある支援をまた利用できる。これは住宅給付と市税給付を含む。しかし、大部分について低賃金を受けている者への支援は現在では雇主を通じて支払われ内国歳入庁 (Her Majesty's Revenue and Customs) により管理されている。これが1997年以来的資力調査のある制度の運営における重要な移行であった。以前の家族クレジット

(1986年の社会保障法で規定された)の規定は広範な低所得家族に利用された。家族クレジットは就労家族租税クレジットにより置きかえられた。同様なクレジットは親にとっての児童ケアのある種の費用をカバーし、低収入の障害労働者を支援するために利用された。2003年以来、これらはすべての低所得の労働者に対する就労租税クレジットにより置きかえられた。それは家族に対しては児童租税クレジットと適切な場合、児童ケア費用の追加により補足された。就労租税クレジットは政府の福祉から就労への戦略の鍵となる要素であり、低収入の雇用者のすべての人にとって一層魅力あるものとせしめるものであった。さらに児童ケアクレジット (child care credits) は就労家族租税クレジットを低所得者にとって資格を大きく改善した。

一方、住宅給付の高い費用と貧困なテナントを援助することにより引き起こされた問題—住宅支出及び公的な支出—は大きな問題となっていた。すでに1990年代の半ばまでには住宅支出の年々の費用は120億ポンド程度まで上昇した。⁶⁵⁾ これは住宅への公的支出の継続的支出の証拠であったが、また「練瓦およびモルタル」を援助することから貧困なテナントを援助することへの大きな移行への証拠であった。しかし、こうした間接的な補助金の結果の一つは、貧困なテナントは彼らの最悪の効果から盾で守られ、一層安い住居を求めるインセンティブを持たなかったため、市場家賃の一層の高騰へ火をつけることとなった。こうした方法での全費用の支払いは他の大抵の欧州の諸国家で運営されている家族補助と調和しないものであった。これらの国々では一般に定額の補助金が支払われ、すべてのテナントは彼らの住宅費用につき一定の拠出を求められていた。住宅給付を民間セクターのテナントにつき定額手当で置きかえる計画は20世紀の初めには国の幾らかの地域で行われていた。⁶⁶⁾

1997年以來の政府の住宅戦略は当初はあまり明瞭ではなかった。これは労働党が政権についたときの戦略の欠如と政府部門の間の住宅に対する責任の四散によるものであった。しかし、その後、次第に明瞭となった。戦略は二つの鍵となる文書であった。第一はグリーン・ペーパー、環境、輸送及び地域省『質と選択：すべてに対する慎ましいすべての家』(Department for Environment, Transport and the Regions, 2000, Quality and Choice: A Decent Home for All Housing, Green Paper)であった。それはイングランドにおける社会的賃貸セクターの改革の背後の駆動力にとどまった。

ペーパーは社会的な賃貸セクターの「残余的な」性格に批判的であった。ペーパーは社会的な賃貸セクターの中に三つの中心的な改革を通じて選択を増すことを求めた。それは(1) 選択をベースにした賃貸 (lettings), (2) 家賃が財産価値を一層よく反映するように家賃の再構築, (3) 住宅給付の改革であった。⁶⁷⁾

戦略レベルでの住宅政策を形づくる第二の文書は『住宅供給の再検討』(Review of Housing Supply: Final Report, 2004)であった。これは持続的な住宅価格のインフレへの対応策について財務省により委託されたものであった。バーカー (Barker) 報告に対する正式な反応はなかったけれども、2003年の「持続可能なコミュニティ」(Sustainable Communities) プランはおおよそ20万戸の追加的な住宅を特定の地域で供給する約束をしていた。⁶⁸⁾

「住宅政策の展開が三つの広範な領域での一層広範な住宅戦略と適合させることが必要となる。すなわち、社会的な家賃のあるセクター、家屋のオーナーであることと民間の家賃住宅市場の展開、ホームレスと住宅関連の支援である。」⁶⁹⁾

選択の問題はことにブレア労働党政府の第三期において重要なテーマとなった。

社会的な家賃セクターにおける住宅選択 (Housing choice in the social rented sector) のビジョンは根本的に異なっている。「それはそれにより、家賃が市場水準以下に保たれる社会的市場をつくる。しかし、財産の相対的価値を反映する企てとして特徴づけられる適確な家賃が地域の特殊な世帯のタイプにつき固定される場合、提案された住宅給付の改革は住宅費用と住宅消費の量と質の間の選択をするインセンティブを世帯に与えることを意図している。もし、家賃が認められた水準以下であるならばテナントは差額をとめ置くことができる。しかし、家賃がひとたび手当を超えて上昇するならば、個人はその差額を支払う。」⁷⁰⁾

そこで、ここでは住宅給付の変遷と改革をグリーンペーパー等によりみておこう。⁷¹⁾

政府はこれまで、不均等な運営に取り組み、住宅給付を他の給付や租税クレジットとそろえる対策を導入してきた。しかし、住宅給付を簡素化し、それが福祉改革の広範な目的を支援するためには、一層急進的な改革が必要とされると考える。それゆえ、住宅給付改革の中心的な要素は地方住宅手当 (Local Housing Allowance) の導入であるとする。

政府は殆ど400万人の低所得のテナントに対する費

用を援助していた。しかし、過去20年間の住宅給付は大体は効果的ではなく、長期的な戦略的指揮を欠いていた。これが個人的な責任の促進に役立たない極端に複雑な給付になるよう導いた。130億ポンド以上の年々の費用で、住宅給付は人びとを貧困から引き上げる上で、機会を促進するのを助けるのに一層多くのことが出来たはずであると考えられる。⁷²⁾

住宅給付はまた受動的な給付である。大抵のクレイマントは住宅給付を彼らの家主に直接払ってもらおう。そのことは彼らが彼らの家賃について何ら個人的な責任を有せず、多くはどれだけの家賃が彼らにかわって支払われているかを意識しない。

住宅給付の急進的な改革は21世紀早々に準備された。2002年に政府の『選択と責任を打ち建てる：住宅給付の急進的な課題』(Building choice and responsibility: A radical agenda for Housing Benefit) は住宅給付の全体的な戦略とそのときまでの進歩を述べた。⁷³⁾

住宅給付改革戦略は給付の運営を改善するだけでなく、制度を簡素化し、他の給付すなわち年金クレジットや租税クレジットのそれと一層良くそるえることであった。

2003年および4年に9の新規開拓者 (pathfinder) 地方当局地域で急進的な住宅給付改革の実験が行われた。テナントに対する住宅に関する支払いを計算する新しい、かつ一層簡単な方法が9新規開拓者当局の主流の民間貸与資産について導入された。その最初のものが、2003年11月の地方住宅手当のテストであった。そして2005年4月に追加の9地方当局にその実験を政府は拡大した。⁷⁴⁾

これらの9地域の総合的な独立研究の完了したとき7報告書が出された。すべての9地方出地方住宅手当の導入はスムーズであった。家主よりもテナントに給付を払いことにより、地方住宅手当は9当局の45000人のテナントのおよそ87%に、家賃費用と支払いを管理する個人的責任を与えた。⁷⁵⁾

その改革は2008年に全国的に拡大された。しかし、住宅市場の方での割当てと家賃設定制度を考慮した修正した形である。

地方住宅手当の基本的特徴は新規開拓者地域の民間テナントにつき導入されたように、その資格はクレイマントの現実の家賃に基づかない。かわりに、各市場地域内で世帯規模と構成のみによって変わるすべてのクレイマントに標準的な額である。しかし、これまでの制度で使われたテーパー (taper) は残っている。

地方住宅手当は家主に対してより、クレイマントに支払われる。テナントが8週間以上遅滞するか精神的な害を被りやすいか、彼らの財務問題を処理しえない場合にのみ家主に直接支払われる。

なお、地方住宅手当率は地方の特殊な賃貸物件の大きさを正確に反映するものではない。新規開拓地域において、地方住宅手当は地域の最高の家賃と最低の家賃(極端に高いもの及び安いものを除いて)との中間に定められている。このことはクレイマントが、地方住宅手当水準は彼らが住んでいる住宅市場の家賃の中間点を反映していることで満足することを示していることを意味する。⁷⁶⁾

この急進的な改革の合理的な根拠は住宅給付のなかに「選択と責任」をうちたてることである。政府は、地方住宅手当が賃貸の住宅市場で住居を探すとき、受給者に質と価格の間のトレードオフをすることを奨励することを望んでいる。それはまた受給者に権限を与え、彼らの予算と家賃支払い義務に対する責任を引き受けることを奨励する。こうして住宅給付を受けるテナントは彼らにかわって家主に直接支払われる住宅給付の受け身の受給者であるより地方給付について武装した市場における能動的な、かつ責任ある消費者になることを期待されている。⁷⁷⁾

10. 児童扶養の改革－児童扶養庁の廃止－児童扶養および実行委員会の設置へ

① 児童扶養庁の問題

1999年に制定された児童扶養法は父親の責任を強化する政策アプローチへの鍵となる手段であった。児童扶養庁 (Child Support Agency) は1991年の児童扶養法とその後の立法を履行する役割を得て、1993年に形成された。それは部分的にはオーストラリアで運営されていた同様な施設をモデルにしていた。もっとも、オーストラリアはその後、失敗し廃止していた。以前、児童扶養は裁判所と給付受給者の場合にはより一般的に、社会保障省の責任ある関連職員との混合を通じて運営されていた。1991年法は「公正な水準の扶養」を定めるという表面的な目標で、扶養計算のための複雑な方式を導入した。さらに後の改正 (1995年の『児童扶養を改善する』との文書にしたがい) により一層の調整を導入した。児童扶養庁は児童ケア費用のための扶養の支払いを不在の親 (通常は事実上、父親) から徴収するために存在する。しかし、学齢年齢以下の児童を有する一人親は社会保障の支援を受ける条件として雇用を求めることを強制されない。そして多くは主

要な所得源として社会保障に依存したままである。さらに、児童扶養庁は正規の頼りになる扶養費を大抵の父親から確保することに事実上、失敗した。それで、一人親（その大抵は女性）は貧困のままであった。女性を貧困におとし入れるのは児童ケアばかりではない。重病や障害のある成人もまたケアを必要とする。一層の長寿と医療水準の改善で、このケアに対する需要はことに1990年代に扶養されている成人に対する制度的ケアをコミュニティケアで置きかえる動きになって以来、急速に増加してきた。⁷⁸⁾

児童扶養庁は扶養費の決定にも、それを規則的に集めるにも成功しなかった。結果として、労働党政府は一層徹底的な方法で制度を改革することを決定した。

児童扶養庁とその顧客ベースを維持する保証のなかでの改革の最大の企ては2000年の「児童扶養、年金および社会保障法」(Child Support, Pensions and Social Security Act)において具体化された。改革は評価方式、電話制度およびITの規則への徹底的な変化を含んだ。新制度で非居住の親は手取り所得の簡単な一定率（一児につき15%、二児20%、三児以上25%）を払うことを求められた。

改革は2003年遅くに実施された。しかし、もとは新クライアントのみに適用された。結局、全体として失敗であった。⁷⁹⁾

広範なコンセンサスを得る児童扶養制度を設計することは困難であることが判明した。児童扶養に対する大衆の考え方にも相当な開きがあった。これは規則に反映されえない。

② 2006年の改革

2006年に、政府は児童扶養制度を改革するこれ以上の企ては無益であり、完全に新しい出発がなされねばならないとの結論に達した。2006年2月、就労および年金大臣ハットン (John Hutton) はすべての児童扶養制度の完全な解体を発表し、リバプール市の前主任執行官 (Chief Executive) のヘンショウ卿 (Sir David Henshaw) を効率的な児童扶養制度のための最も効果的な将来の取りきめを考えるよう任命した。

ヘンショウは児童扶養が提供される方法の根本的な変更が必要であると結論した。彼の原則的な勧告は使用し、管理するのに簡素であり彼らの責任に直面しない親に一層きびしく、児童の貧困の削減に一層大きな衝撃を及ぼす制度を容易にすることを意図したものであった。

提案は以下の中心的な要素に集中した。⁸⁰⁾

- ・給付を受けている一人親が、児童扶養が所得関連

給付において無視される範囲の相当な増加を通じて一層扶養をしようと認められるもの。

- ・個人的責任の水準の一層の拡大。こうして可能な場合、別居している親は友好的な同意が達成できない場合、効果的な国の支援で彼ら自身の間で、私的な扶養協定に到達すべきである。
- ・彼らの児童に対して財政的責任を引き受けるのに失敗した不在の親に用いられるべき、新しい一層厳しい強制権限の導入

就労年金省はヘンショウ提案について最初の反応を「新しいスタート：児童扶養の再設計－ヘンショウ卿への政府の反応 (A fresh start : Child support redesign, The government's response to Sir David Henshaw, Cm 6895, 2006)」で示したが、大体は勧告を支持した。その後、公的な諮問をし、2006年12月にホワイト・ペーパーを発表した。ホワイト・ペーパーは『児童扶養の新制度』(A new system of child maintenance, CM 6979, 2006) である。⁸¹⁾

③ 新機関の設置 (C-MEC)

児童扶養ペーパー、児童扶養庁から児童扶助および実行委員会 (Child Maintenance and Enforcement Commission) へ

児童扶養制度そしてより重要な児童扶養庁を通ずる運営はうまく機能していなかった。「児童扶養庁はそれについて期待されたものに近いものをどこでも提供していなかった」政府は児童貧困への取り組みを第一にし、改革への最も重要なテストをする、その改革の日程の順序 (reform agenda) を示した。⁸²⁾

2006年のホワイト・ペーパーは児童扶養の改革の4つの明瞭な原則を示した。⁸³⁾

- ・児童の貧困に取り組むのを援助する
- ・親の責任を増進する
- ・費用効果的なそして専門的なサービスを提供する
- ・簡素で透明性のあるもの

2008年に、新しい機関「児童扶養および実行委員会」(Child Maintenance and Enforcement Commission - C-MEC) が児童扶養委員長により率いられる非部門的な、国により支配されない、一層大きな自治権をもつ公的機関として設置された。これは児童扶養庁から、児童扶養の評価と特徴のための責任をも引き受ける。⁸⁴⁾

注

- 1) Pete Alock, *Understanding Poverty, third Edition* 2006, palgrave, P.257

- 2) Department of Social Security (DSS) ,*New ambitions for our country: A new contract for welfare*, 1998,P.V
- 3) Peter A.Kemp,Social security and welfare reform under New Labour,edited by Martin Powell, Linda Bauld and Karen Clarke, *Social Policy Review 17, Analysis and debate in social policy*, 2005, Policy Press, P.16.
- 4) M.Brewer, T.Clark and M.Wakefield, Social security in the Uk under New Labour, *Fiscal Studies*, 2002, vol 23,no.4, P.511.
- 5) DSS, *ibid.*,P.V
- 6) Colin Lindsay, The United Kingdom's 'Work First' welfare state and Activation Regimes in Europe, edited by Amparo Serrano Pasucual and Lars Magunusson, *Reshaping Welfare States and Activation Regimes in Europe*. 2007,PIE,Peter Lang, pp.40-1.
- 7) *Ibid.*,P.41.
- 8) *Ibid.*,P.41.
- 9) Kemp,Social security and welfare reform under New Labour, *ibid.*, (*Social Policy Review 17*) ,P.17.
- 10) *Ibid.*,P.18.
- 11) *Department for Work and Pensions-five year strategy: Opportunity and security throughtout life*, P.5.
- 12) Kemp,*ibid.*,P.18.
- 13) *Ibid.*,P.18.
- 14) Tony Blair, Beveridge revisited: a welfare state for the 21st century' in R.Walker (ed) , *Ending Child Poverty: Popular Welfare for the 21st Century*, 1999,Policy Press, P.15.
- 15) Kemp,*ibid.*,P.19 (H M Treasury, *Child poverty review*, 2004.P.23.) .
- 16) Kemp,*ibid.*,P.17
- 17) Jane Millar, Work as Welfare? Lone Mothers, Social Security and Employment, edited by Peter Saunders, *Welfare to Work in Practice*, 2005, Ashgate,P.30.
- 18) Lisa Harker, *Delivering on Child Poverty: What would it take ? A report for the Department for Work and pensions*, Cm 6951, 2006, P.36.
- 19) Kemp, *ibid.*, P.19.
- 20) Alan Walker and Tony Maltby, Older People, edited by Pete Alcock, Margaret May and Karen Rowlingson, *The Student's Companion to Social Policy, third edition*,P.399.
- 21) 1995年の障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act) は雇用や公共サービスへのアクセスなどで、障害者差別を禁じた。雇用では少なくとも「機能障害」が一年以上続いている人を、採用や昇進などで差別することは違法とされ、雇用主は職場環境や作業方法について個別に必要な調整をすることが義務づけられた。調整を拒否すれば、雇用主は審判にかけられる。21世紀初めの「障害者のライフ・チャンスの改善」(Improving the Life Chances of Disabled People) は障害の定義を拡大した。すなわち、障害、損傷 (impairment)、不健康 (ill-health) の間に明瞭な区別をすることが必要とした。損傷は彼らの機能に影響を及ぼす個人の特徴であり、不健康は疾病の短期的なあるいは長期の結果である。ハットン (John Hutton) は貧困問題は障害問題であるといった。自閉症障害の就労支援プログラムは3年の支援で7割が就労するという。
- 22) Alock, *Understanding Poverty*, P.182.
- 23) Peter Robinson and Kate Stanley, A pogrressive consensus in the making? edited by Martin Powell, Lind Bauld and Karen Clarke, *Social Policy Review 17*, 2005, Policy Press,P.279.
- 24) Edited by Gabrielle Preston, *A route out of poverty? Disabled people, work and welfare reform*, 2006,Child Poverty Action Group,P.V11
- 25) *Ibid.*,P.V11
- 26) *Ibid.*,P.2.
- 27) Mark Priestley, Disability, edited by Pete Alock, Margaret May and Karen Rowlingson, *The Student's Companion to Social Policy, third edition*, 2008,Blackwell Publishing, P.403.
- 28) Colin Lindsay, *ibid.*,PP.42-3.
- 29) *Ibid.*,PP.43-4.
- 30) *Ibid.*,P.45.
- 31) *Ibid.*,PP.45-6.
- 32) Department for Work and Pensions, *Building on New Deal: Local Solutions meeting individual Need*, 2004,P.21.
- 33) Lindsay, *ibid.*,P.47.
- 34) David Freud, *Reducing dependency, increasing opportunity: options for the future of welfare to work*, *An independent report to the Department for Work and pensions*,2007,Corporate Document Service,P.23.

- 35) *Ibid.*,P.23.
- 36) Department for Work and Pensions *five-year strategy. Opportunity and security throughout life, Cm 6447,2005,P.4.*
- 37) Peter Dwyer, The conditional welfare state, edited by Martin Powell, *Modernising the welfare state The Blair Legacy*, 2008,Policy Press,P.202.
- 38) Freud, *ibid.*,PP.8-9.
- 39) Dwyer, *ibid.*,PP.202-3.
- 40) Alcock, *ibid.*,P.183.
- 41) *Ibid.*,P.184.
- 42) Kemp,Social security and welfare reform, *ibid.*,P.22.
- 43) *Ibid.*,P.22.
- 44) *Ibid.*,PP.23-4.
- 45) Stephen Mckay, Laying new foundations? Social security reform in 2006,edited by Karen Clarke, Tony Maltby and Patricia Kennet, *Social Policy Review 19,Analysis and debate in social Policy,2007,Policy Press,PP.109-10*
- 46) Department for Work and Pensions, *A new deal for welfare: Empowering people to work,Cm 6730,P.3.*
- 47) *Ibid.*,P.3.
- 48) *Ibid.*,P.IV
- 49) *Ibid.*,P.4.
- 50) Mckay, *ibid.*,P.111.
- 51) DWP. *ibid.*,PP.41-2.
- 52) *Ibid.*,P.42.
- 53) *Ibid.*,P.42.
- 54) Kemp,Social security and welfare reform under New Labour, *ibid.*,P.24.
- 55) DWP, *A new deal for welfare: Empowering people to work*, P.52.
- 56) *Ibid.*,P.53.
- 57) *Ibid.*,P.54.
- 58) *Ibid.*,P.54.
- 59) *Ibid.*,P.55-6.
- 60) Kemp, *ibid.*,P.24.
- 61) *Ibid.*,P.24.
- 62) *Ibid.*,P.24.
- 63) Pete Alcock, *Social Policy in Britain, third edition,2008, Palgrave,P.77.*
- 64) *Ibid.*,P.28.
- 65) *Ibid.*,P.77.
- 66) *Ibid.*,P.82.
- 67) Mark Stephens and Deborah Quilgars, Strategic pragmatism? The state of British housing policy, edited by Linda Bauld, Karen Clarke and Tony Maltby, *Social Policy Review 18,2006,Policy Press,PP.66-7.*
- 68) *Ibid.*,P.67.
- 69) *Ibid.*,P.69.
- 70) *Ibid.*,P.69.
- 71) DWP, *A new deal for welfare:Empowering people to work,P82.*
- 72) *Ibid.*,P.82.
- 73) *Ibid.*,P.83.
- 74) *Ibid.*,P.86.
- 75) *Ibid.*,P.86.
- 76) *Ibid.*,P.88.
- 77) *Ibid.*,P.88.
- 78) Alcock,*Understanding Poverty*, P.143.
- 79) Stephen Mckay,Laying new foundation? Social security reform in 2006, edited by Karen Clarke,Tony Malthy and Patricia Kennett, *Social Policy Review 19, 2007,P.118.*
- 80) *Ibid.*,P.119.
- 81) *Ibid.*, P.119.
- 82) *Ibid.*,para 16.
- 83) *Ibid.*, P.119.
- 84) Mackay, *ibid.*, P.119.

別注(1) 年	社会保障給付支出		1996/97 - 2005/06	
	現金支出 100万ポンド	実質条件支出 100万ポンド	各年の実質上昇 %	国内総生産 (GDP)比 %
1997-98	93,346	112,896	-1.6	11.3
1998-99	95,554	112,702	-0.2	11.0
1999-2000	100,290	115,942	2.9	10.9
2000-01	106,016	120,863	4.2	11.0
2001-02	114,426	127,426	5.4	11.4
2002-03	120,460	130,120	2.1	11.3
2003-04	125,618	131,775	1.3	11.1
2004-05	132,449	135,256	2.6	11.2
2005-06	140,649	140,649	4.0	11.4
1996/97- 2005/06	+ 52.5%	+ 22.5%		-0.5%

D.Phillips and L.Sibieta, *A survey of the UK benefit system 2007*, Institute of Fiscal Studies,P.60. ただし、Edited by Martin Powell, *Modernising the welfare state*,2008,Policy Press,P.54.による。なお、国民保健サービス等は別である。

別注(2) 新労働党における就労および年金(当初は社会保障大臣)大臣

担当者	任命時期	在任期間	その後
1 ハリエット・ハーマン (Harriet Harman)	1997年5月3日	15ヵ月	辞任(フランク・フィールドとともに)
2 アリスター・ダーリング (Alistair Darling)	1998年7月27日	46ヵ月	運輸大臣へ
3 アンドリュー・スミス (Andrew Smith)	2002年5月29日	27ヵ月	辞任
4 アラン・ジョンソン (Alan Jonson)	2004年9月8日	8ヵ月	貿易産業省へ
5 デービッド・ブランケット (David Blunkett)	2005年5月6日	6ヵ月	辞任
6 ジョン・ハットン (John Hutton)	2005年11月2日	19ヵ月	事業規制改革省へ
7 ピーター・ヘイン* (Peter Hain)	2007年6月28日	7ヵ月	辞任

* ブレア後、2008年1月24日辞任、ジェームス・パーネル (James Purnell) にかわる。
Edited by Powell, *ibid.*, P.67.